

7月30日総理会見のポイント

参考資料 2

財源

(基本方針)

- 市場の信認を得られるよう、**特例公債に頼らずに確保**
- **債務残高対GDP比を安定的に引き下げていく**中でも可能となる財政規模を精査
- 予算編成改革という大きな枠組みの中で、当初予算と補正予算を通じた**通年の国債発行額を適切にコントロール**しながら、**必要な財政需要に対応**

(具体的な財源確保の考え方)

今後の予算編成プロセスにおいて、

- 税収動向等を見極めつつ、**歳出歳入両面の見直し**
- **租税特別措置・補助金の見直し**
- **税外収入**についても、あらゆる特別会計や基金などからの**更なる歳入確保の取組をゼロベースで進める**
(※本年度(R8予算)の外為特会・独法などからの納付金等：9.0兆円程度)
- 近年の**補正予算**(注)で、**物価高対策**のために計上してきている**多額の予算**についても、今回の**所得に連動したきめ細かな給付や、つなぎが、物価高対策としての意味を持つ**ということも踏まえて、**その中身を見直し**

(注) 経済対策関係経費(補正予算)

令和5年度：13.1兆円、令和6年度：13.9兆円、令和7年度：17.7兆円

農業等・外食産業への影響

(農業等(漁業を含む))

- その影響を見極めつつ、過去の様々な支援策も参考としながら、現場の納得感のある対応を検討し、与党の御意見も伺いながら、政府の責任において、**今後の予算編成プロセスでしっかりと具体化**

(外食産業)

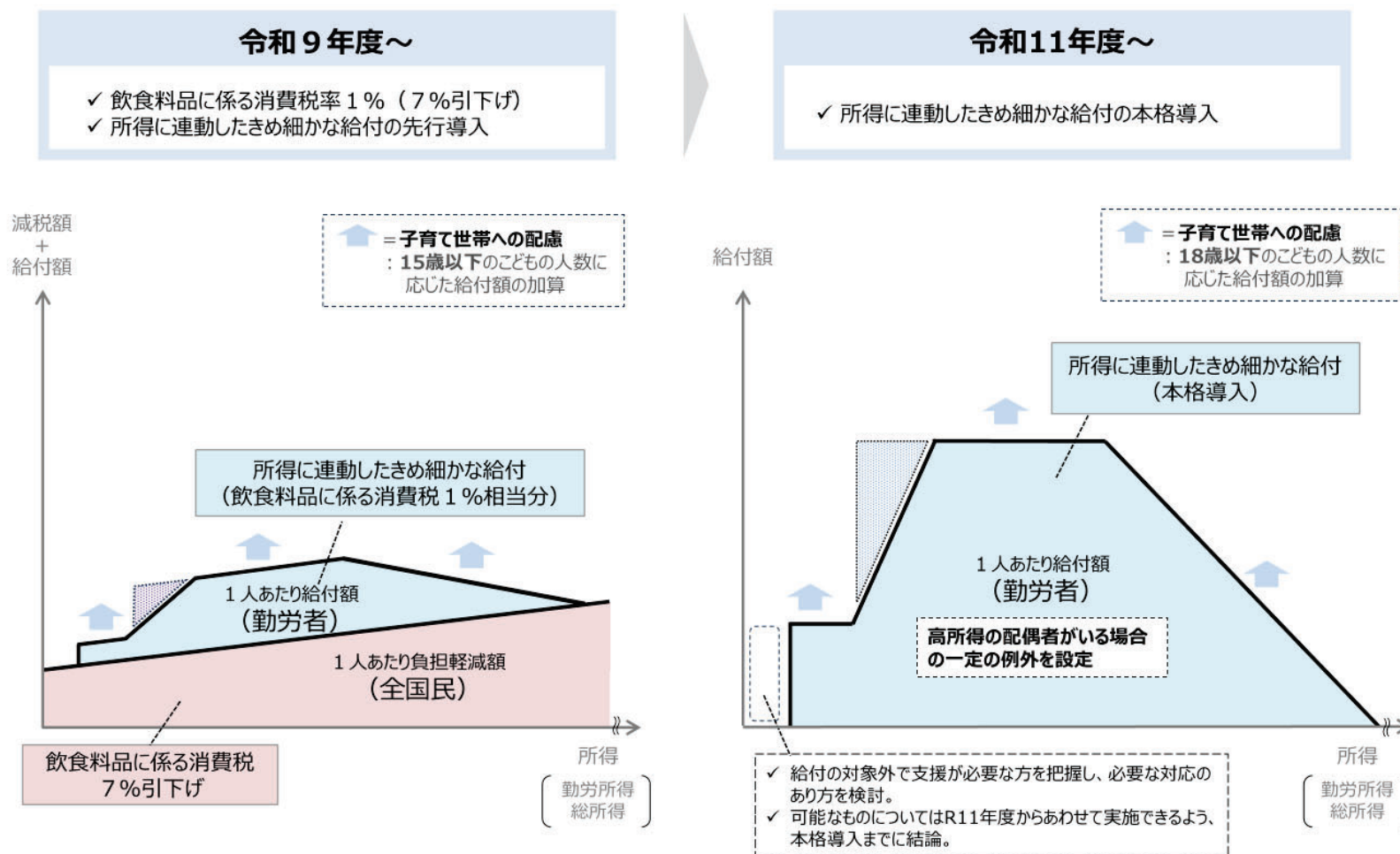
- その影響も見極めた上で、過去の様々な支援策を参考としながら、資金繰り等のための予算措置を検討し、与党とも連携しながら、**支援策を具体化**

税率を1%から8%に戻す際の影響

(給付の対象となる中低所得者)

- 所得に連動したきめ細かな給付は、**中所得・低所得の現役勤労者に着目**して、その**負担軽減**を通じて、**所得に応じ、これまでより手取りが増えるようにする**ことを目的としている
- 給付の対象となる中所得・低所得の現役勤労者の**大宗**については、(税率を1%から8%に戻す際においても、) **飲食料品の消費税率引下げの効果を上回る支援**を受けられる

議長案のイメージ



税率を1%から8%に戻す際の影響（つづき）

（対象外となる方）

- **勤労意欲のある低所得の方**：給付の対象外で支援が必要な方を丁寧に把握した上で、既存の社会保障制度での対応も含め、必要な対応の在り方を検討し、可能なものについては令和11年度からに合わせて実施できるよう、本格導入までに結論を得る
- **就労しておられない高齢者の方**：中間とりまとめにおいても、年金制度などの既存の制度での対応との関係の整理を含め、必要な対応の在り方を継続検討し、次期年金法改正が予定されている令和12年までに結論を得るとされており、所得に連動したきめ細かな給付と既存の年金制度の双方から取り残される方が生じないように検討

給付で代替する際の課題

（これまでの給付）

- **制度やインフラのない中で、その都度行ってきたため、（定額の給付にとどまっており、）所得に連動したきめ細かな仕組みとすることはできず、自治体の皆様には急な準備をお願い**することになっていた

例：昨年末の補正予算の、子ども一人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当でも、市区町村によっては、給付開始が今年7月末までずれ込む見込み

※わが国ではコロナ発生以降、臨時的に行われた給付金は全て定額（住民税非課税世帯や全世帯等を対象）。中低所得者を対象とする所得に連動したきめ細かな給付は画期的なものであり、実施は令和9年6月以降となる。

※令和9年度から「先行導入」する給付（高所得配偶者の勘案なし、15歳以下の子のみ対象）を、飲食料品に係る消費税率1%相当分ではなく8%相当分とすることについては、**高所得の配偶者を把握できないため公平性の観点から課題**があるほか、こどもの人数に応じた加算も**15歳以下の子どものみが対象**になるといった課題がある。

（本格型）

- **真に公平な給付**を実現するには、
 - ✓ **高所得の配偶者**の所得を把握することとともに、
 - ✓ 子育て世帯への支援の観点から**16歳から18歳の被扶養者**の情報を把握した上で、所得に連動したきめ細かな給付を本格導入する必要があり、それには**一定の期間を要する**